

1. 2022年1月～12月の気象概況

1-1 東海地方の天候の特徴

平均気温

1月、2月、12月は寒気の影響を受けて月平均気温は低くなりましたが、3月以降、平年並みとなった5月と10月を除き、暖かい空気の影響により高いまたはかなり高くなりました。特に11月は寒気の影響が弱く、低気圧の前面で南から暖かい空気が流れ込んだ時期もあったため、統計開始（1946年）以来第1位タイの高温となりました。

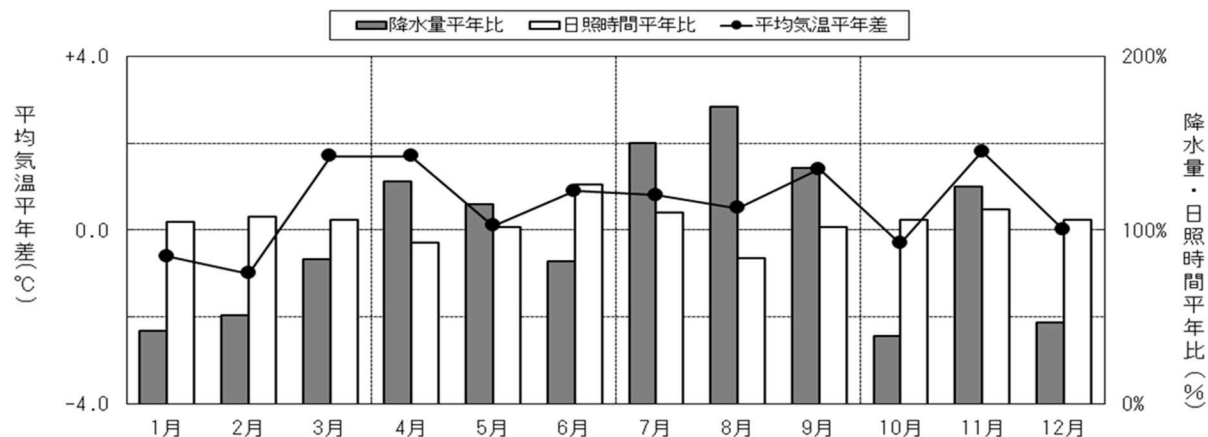
降水量

冬型の気圧配置となりやすかった1月、2月、12月と高気圧に覆われて晴れた日が多かった6月と低気圧や前線の影響を受けにくかった10月は、月降水量は少なくなりました。その他は3月を除き低気圧や前線、湿った空気の影響をうけて多くなりました。特に8月は台風が静岡県を通過し大雨となるなど、かなり多くなりました。

日照時間

年を通して月間日照時間は平年並の月が多くなりました。6月、11月、12月は晴れた日が多く、かなり多いまたは多くなりました。また、8月は前線や湿った空気、台風の影響を受けて曇りや雨の日が多かったため、少なくなりました。

※平均気温、降水量、日照時間については、東海地方平均の特徴を記述しました。東海地方平均とは、東海地方にある気象官署及び特別地域気象観測所（14地点）の平年差・比を平均したものです。



1-2 月別の東海地方の天候

1月

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多く、岐阜県山間部では曇りや雪の日が多くなりました。上旬から中旬にかけて寒気が入りやすく、13日から14日にかけて強い寒気が流れ込んだため岐阜県山間部を中心に、平野部でも大雪となった所がありました。このため月平均気温は低くなりました。また、低気圧の影響を受けた日が少なかったため月降水量は少なくなりました。

2月

中旬を中心に数日の周期で低気圧が通過し雨や雪の降った日もありましたが、月を通して冬型の

気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多く、岐阜県山間部では曇りや雪の日が多くなりました。強い寒気の流れ込んだ時期があり月平均気温は低くなりました。また、月降水量は少なくなりました。

3月

上旬は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。中旬以降は高気圧と低気圧が交互に通過し天気は数日の周期で変化しました。暖かい空気の影響を受けやすく月平均気温はかなり高くなりました。特に中旬は南から暖かい空気が流れ込んだ日が多く、旬平均気温は統計開始（1946年）以来1位の高温となりました。

4月

月の前半は、前線や気圧の谷の影響で曇りや雨の日もありましたが、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。後半は数日の周期で天気が変わり、下旬を中心に前線や低気圧の影響を受けて雨の日が多くなったため、月降水量は多くなりました。また、月を通して暖かい空気が流れ込んだ日が多く、月平均気温はかなり高くなりました。

5月

上旬と下旬は高気圧に覆われて晴れた日が多く、中旬は低気圧や前線が本州南岸を通過しやすく、曇りや雨の日が多くなりました。また、中旬と下旬には本州南岸を東進した低気圧や湿った空気の影響で大雨となった所がありました。このため月降水量は多くなりました。

6月

中旬は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなりましたが、上旬と下旬は高気圧に覆われて晴れた日が多かったため、月間日照時間はかなり多くなり月降水量は少なくなりました。また、上旬の後半から中旬の前半は冷たく湿った空気の影響を受けましたが、上旬の前半と中旬の後半以降は南から暖かい空気が流れ込みやすかったため、月平均気温はかなり高くなりました。

7月

上旬のはじめや下旬は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、低気圧や前線、上空の寒気、暖かく湿った空気の影響を受けやすかったため、まとまった雨が降り大雨となった日もありました。このため、月降水量は多くなりました。また、上旬や下旬の後半を中心に暖かい空気に覆われやすかったため、月平均気温は高くなりました。

8月

月を通して、前線や湿った空気の影響を受けやすく、曇りや雨の日が多くなりました。また、中旬には台風第8号の影響でまとまった雨が降りました。このため、月降水量がかなり多く、月間日照時間は少なくなりました。上旬を中心に太平洋高気圧に覆われて晴れた日があり、その後も暖かい空気に覆われたため月平均気温は高くなりました。

9月

月を通して、前線や湿った空気、台風の影響で曇りや雨の日が多くなりました。下旬の前半には、台風第15号の影響で静岡県や愛知県を中心に大雨となりました。このため月降水量は多くなりました。また、中旬の旬平均気温はかなり高く、統計開始（1946年）以来、第1位の高温となるなど、暖かい空気に覆われやすかったため月平均気温はかなり高くなりました。

10月

上旬は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなりましたが、中旬と下旬は高気圧に覆われた

日が多く、低気圧や前線の影響を受けにくかったため、月降水量は少なくなりました。また、暖かい空気に覆われた時期もありましたが、短い周期で寒気の影響を受けたため、月を通して気温の変動が大きくなりました。

11月

上旬から中旬にかけて高気圧に覆われて晴れた日が多かったため、月間日照時間は多くなりました。下旬は低気圧や前線の影響をたびたび受けてまとまった雨が降ったため、月降水量は多くなりました。また、中旬以降は寒気の影響が弱く、南から暖かい空気が流れ込んだ時期もあったため、月平均気温はかなり高く統計開始（1946年）以来第1位タイの高温となりました。

12月

月の前半は高気圧に覆われた日が多く、後半は冬型の気圧配置となった日が多くなり、中旬の中頃から下旬の前半にかけて強い寒気が流れ込みました。平野部では晴れた日が多く、岐阜県山間部では曇りや雪または雨の日が多くなりました。このため、月平均気温は低くなり、月間日照時間は多くなりました。また、低気圧や前線の影響を受けにくかったため月降水量は少なくなりました。

1-3 梅雨

梅雨入り： 6月14日ごろ 「かなり遅い」 （平年： 6月6日ごろ）

梅雨明け： 7月23日ごろ 「平年並」 （平年： 7月19日ごろ）

梅雨期間を含むこの2か月の降水量は平年を下回った所もありますが、静岡県を中心に平年を上回り、東海地方平均の平年比は116%で「多い」となりました。

梅雨の時期（6月～7月）の東海地方の降水量（mm）及び平年比（%）

地点名	実況	平年	平年比
高山	369.0	431.3	86
岐阜	594.5	494.6	120
名古屋	484.0	397.9	122
上野	298.0	388.6	77
津	343.5	375.7	91
伊良湖	330.5	339.2	97
浜松	843.5	433.8	194
御前崎	849.5	478.6	177
静岡	775.5	565.5	137
三島	349.0	436.1	80
尾鷲	626.0	841.8	74
石廊崎	652.5	440.1	148
網代	474.0	494.0	96
四日市	576.5	457.0	126
東海地方平均			116

※「高い（多い）」・「平年並」・「低い（少ない）」の範囲は、平年値の統計期間（1991-2020年）の値から求めています。30年間のデータ（たとえば1月の月平均気温であれば1991年1月、1992年1月、…、2020年1月の30個）の中で、高い（多い）方からおおよそ10番目までのデータの値の範囲を「高い（多い）」、11～20番目まで値の範囲を「平年並」、21番目以降の値の範囲を「低い（少ない）」としています。また、高い（多い）方から3番目までの値の範囲を「かなり高い（多い）」、28番目の値以降の範囲を「かなり低い（少ない）」としています。梅雨の時期の「早い」や「遅い」の範囲もこれに準じています。

1-4 台風

令和4年の台風発生数は25個となり、上陸数と東海地方への接近数はともに3個で、いずれも平年と同程度となりました。

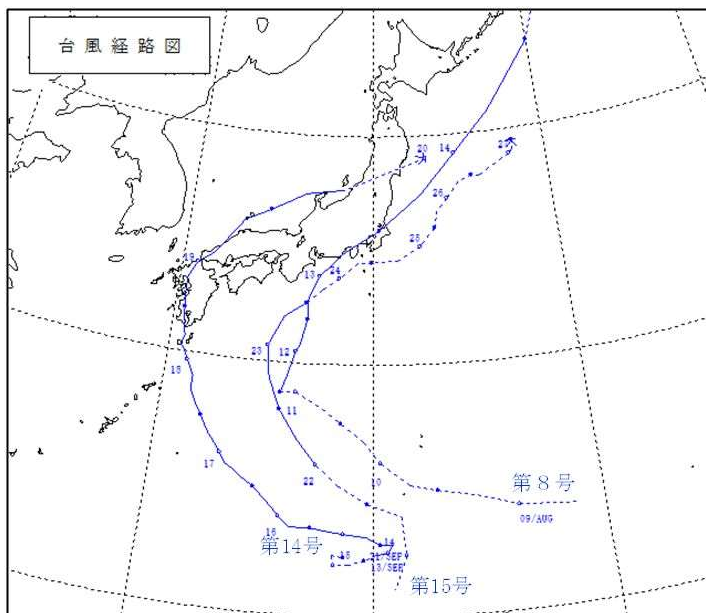
東海地方に接近した台風は第8号、第14号、第15号で、第8号は静岡県御前崎付近を通過し、伊豆半島に上陸しました。台風第15号は四国沖から北東に進み東海道沖で温帯低気圧に変わりました。

※東海地方に接近した台風とは、その中心が東海地方のいずれかの気象官署及び特別地域気象観測所（富士山を含めた15地点）から300km以内に入った台風を指します。

台風発生数・上陸数及び東海地方への接近数（確定値）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
令和4年	発生数	0	0	0	2	0	2	2	5	7	5	1	1	25
	上陸数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	3
	東海接近数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
平年	発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
	上陸数	-	-	-	-	0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3	-	-	3.0
	東海接近数	-	-	-	-	0.1	0.2	0.6	0.8	1.2	0.7	-	-	3.5

東海地方に接近した台風の経路図



第8号（8月に接近）、台風第14号・第15号（共に9月に接近）
 実線は台風の期間、点線は熱帯低気圧または温帯低気圧の期間

2. 2022年（令和4年）出水時の気象概況

2-1 大気不安定による大雨（5月26日～27日）

(1) 洪水予報の発表状況

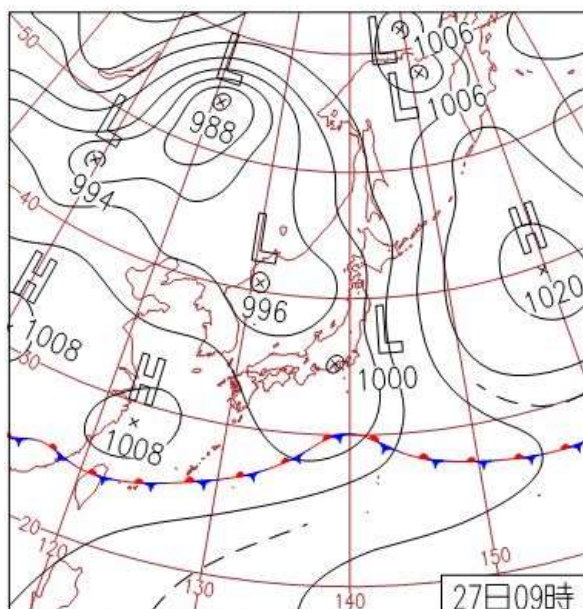
河川名	番号	種類	発表日時
境川水系 境川・逢妻川	1	氾濫注意情報	令和4年5月27日 02時30分
	2	氾濫注意情報解除	令和4年5月27日 08時00分
日光川水系 日光川	1	氾濫注意情報	令和4年5月27日 05時20分
	2	氾濫注意情報解除	令和4年5月27日 08時40分

(2) 気象概況

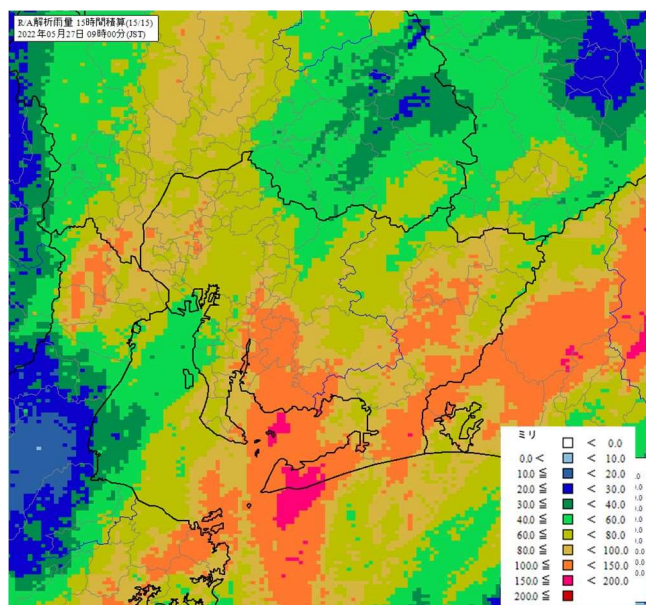
5月26日から27日は、気圧の谷が東海地方を通過し、日本のはるか東の高気圧周辺の暖かく湿った空気が気圧の谷に向かって流れ込んだ。また、上空約5500メートル付近には氷点下12度以下の寒気が流れ込んだ。

このため、愛知県では大気の状態が非常に不安定となり、東三河南部では26日夜遅くから27日朝にかけて、西三河南部では27日未明に、東三河北部では27日明け方から朝にかけて非常に激しい雨の降った所があった。また、尾張東部では27日未明に、知多地域と西三河北西部では27日未明から明け方にかけて激しい雨の降った所があった。

境川の泉田水位観測所（刈谷市）、逢妻川の一本逢妻川水位観測所（刈谷市）、及び日光川の戸苅水位観測所（一宮市）では氾濫注意水位に達した。



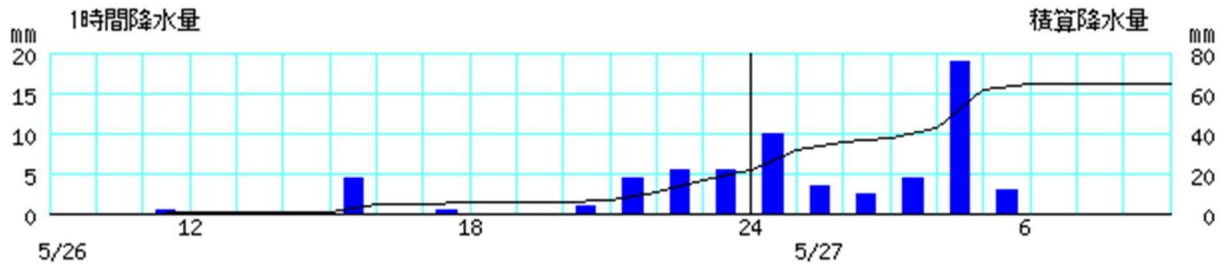
地上天気図（5月27日09時）



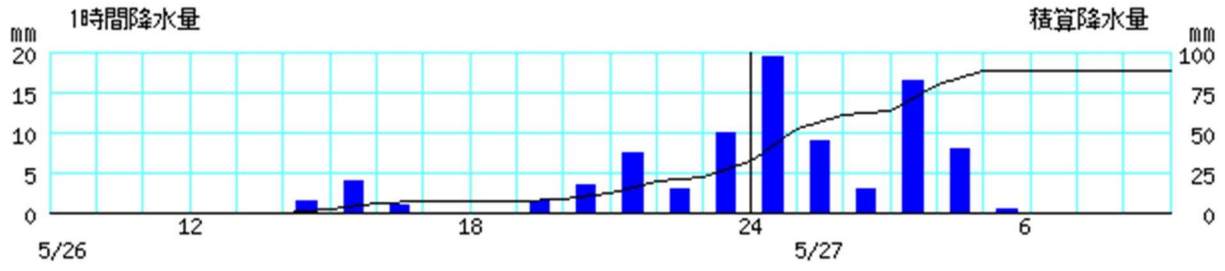
5月27日09時までの15時間積算雨量（解析雨量*）

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布

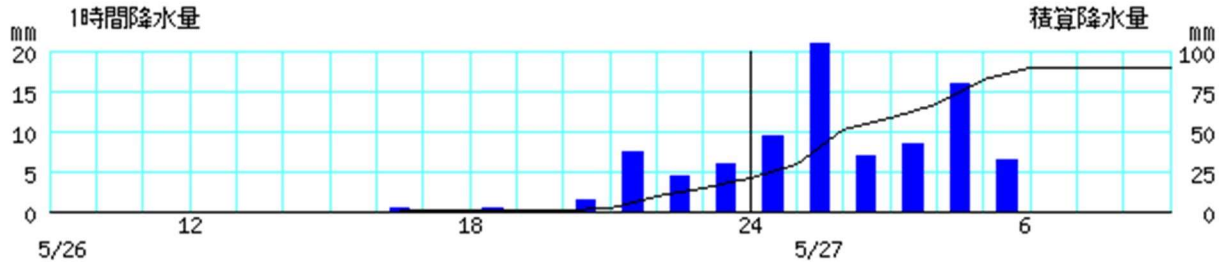
豊田 (51116) 2022年5月26日9時～2022年5月27日9時



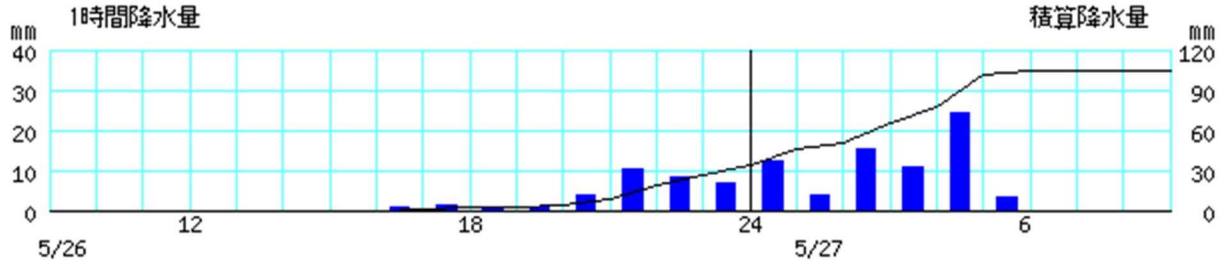
大府 (51216) 2022年5月26日9時～2022年5月27日9時



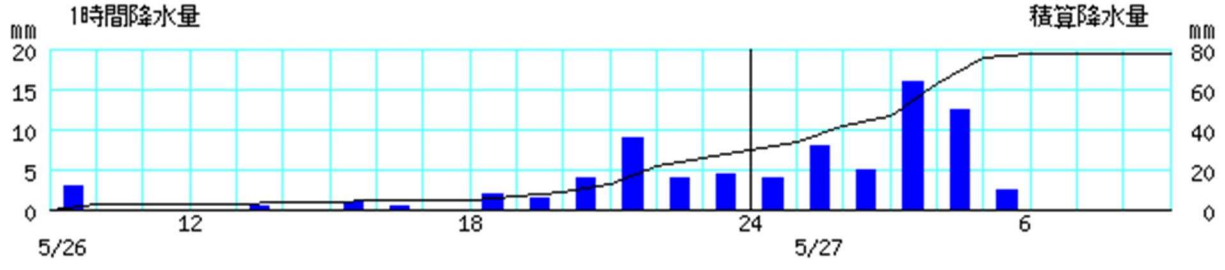
一宮 (51011) 2022年5月26日9時～2022年5月27日9時



愛西 (51031) 2022年5月26日9時～2022年5月27日9時



蟹江 (51096) 2022年5月26日9時～2022年5月27日9時



アメダス降水量時系列図

2-2 大気不安定による大雨（7月9日～10日）

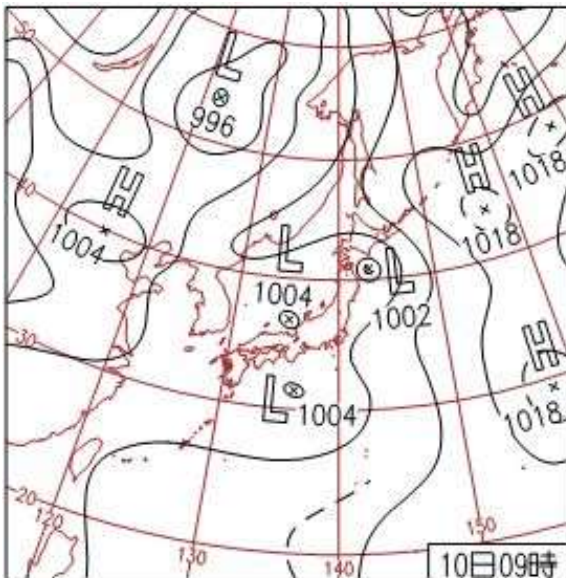
（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
日光川水系 日光川	1	氾濫注意情報	令和4年7月10日 02時00分
	2	氾濫警戒情報	令和4年7月10日 02時40分
	3	氾濫注意情報（警戒情報解除）	令和4年7月10日 05時25分
	4	氾濫注意情報解除	令和4年7月10日 11時30分

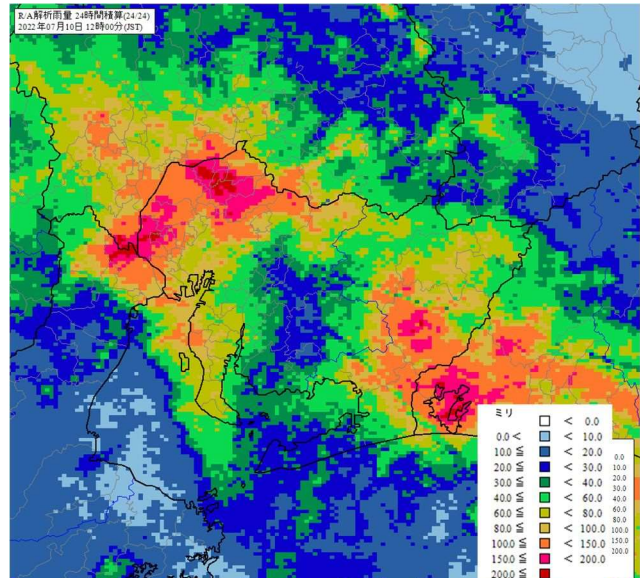
（2）気象概況

7月9日から10日は、暖かく湿った空気が流れ込み、上空約6000メートルには氷点下6度以下の寒気が流れ込んだ。このため、愛知県では大気の状態が非常に不安定となり、9日未明に東三河南部で、9日夕方から夜のはじめ頃に尾張東部、尾張西部、東三河北部で、10日未明から明け方に尾張西部、知多地域、東三河南部で雷を伴い非常に激しい雨の降った所があった。

日光川の戸荻水位観測所（一宮市）では避難判断水位に達した。



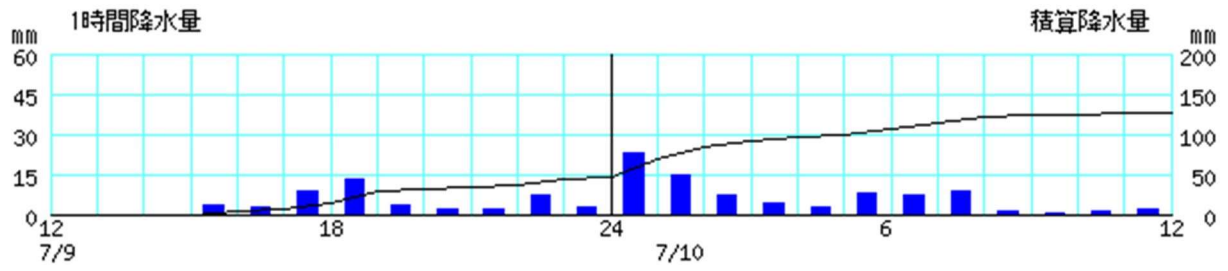
地上天気図（7月10日09時）



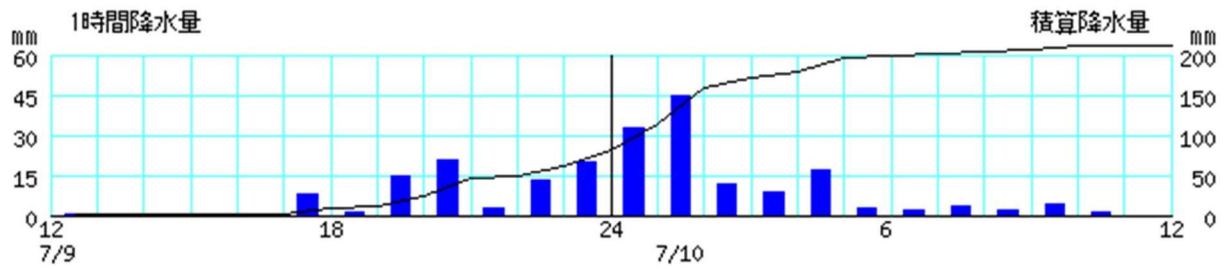
7月10日12時までの24時間積算雨量（解析雨量*）

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布

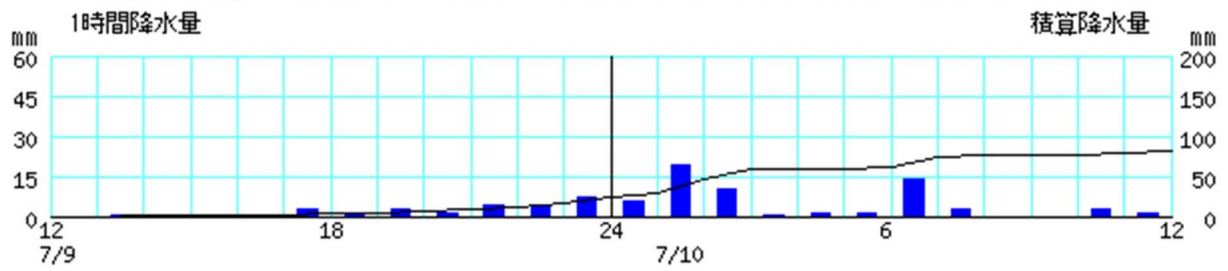
一宮 (51011) 2022年7月9日12時～2022年7月10日12時



愛西 (51031) 2022年7月9日12時～2022年7月10日12時



蟹江 (51096) 2022年7月9日12時～2022年7月10日12時



アメダス降水量時系列図

2-3 大気不安定による大雨（7月14日～15日）

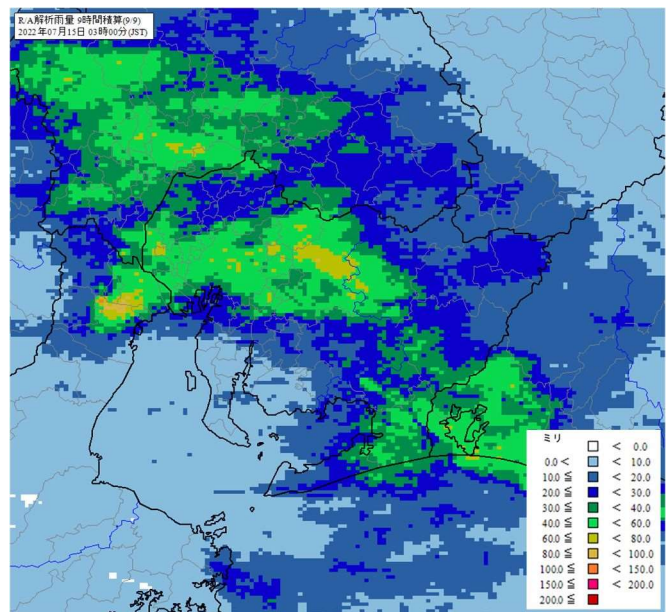
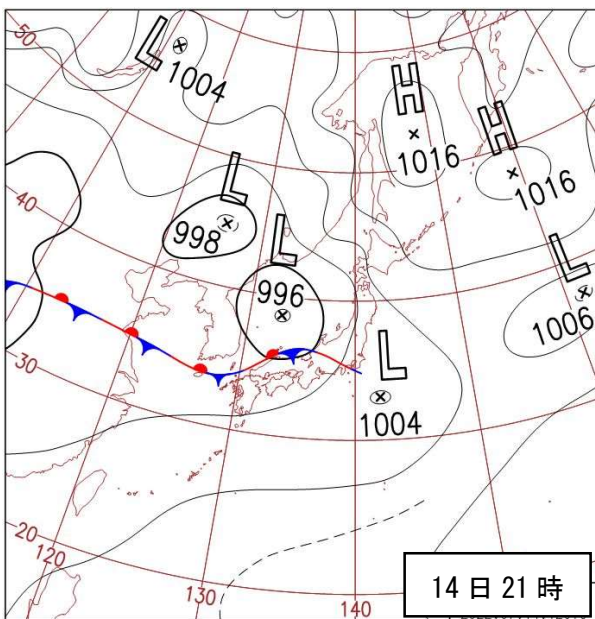
（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
境川水系	1	氾濫注意情報	令和4年7月15日 00時40分
境川・逢妻川	2	氾濫注意情報解除	令和4年7月15日 02時20分

（2）気象概況

7月14日から15日は、日本海にある低気圧と、華北から西日本を通り東日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、愛知県では、14日夜のはじめ頃から夜遅くにかけて、激しい雨の降った所があった。

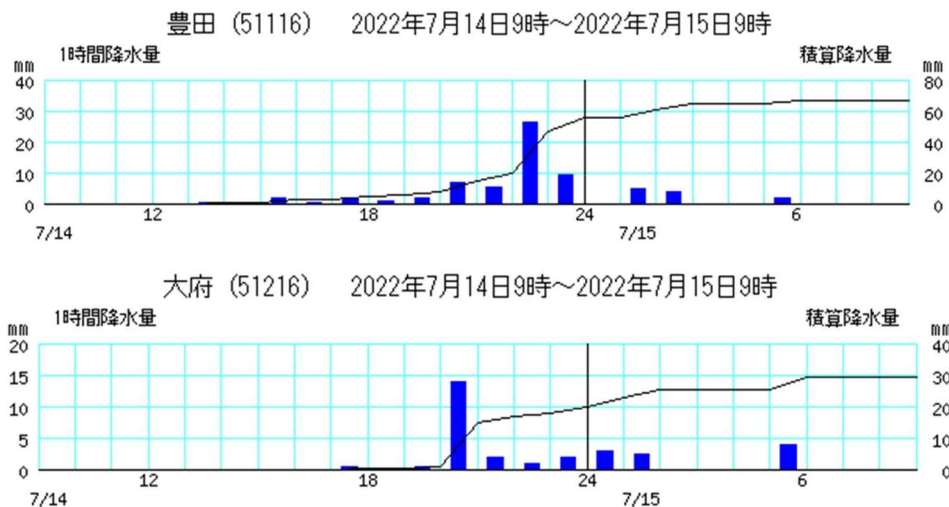
境川の泉田水位観測所（刈谷市）では氾濫注意水位に達した。



地上天気図 (7月14日 21時)

7月15日 03時までの9時間積算雨量 (解析雨量*)

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布



アメダス降水量時系列図

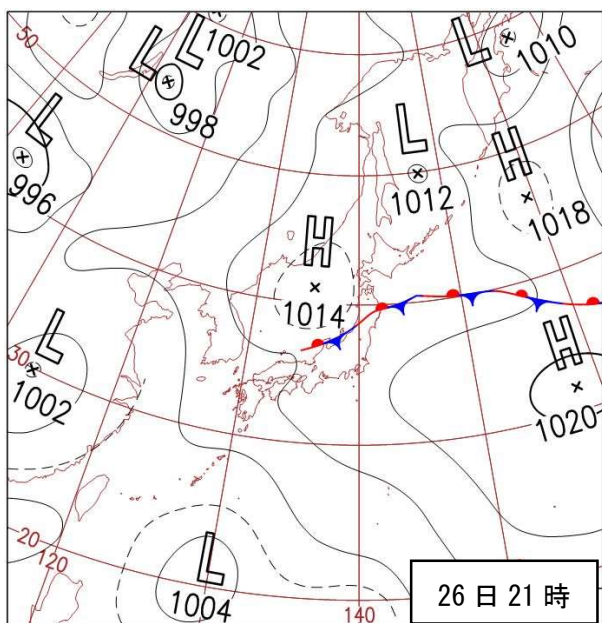
2-4 大気不安定による大雨（7月26日～27日）

(1) 洪水予報の発表状況

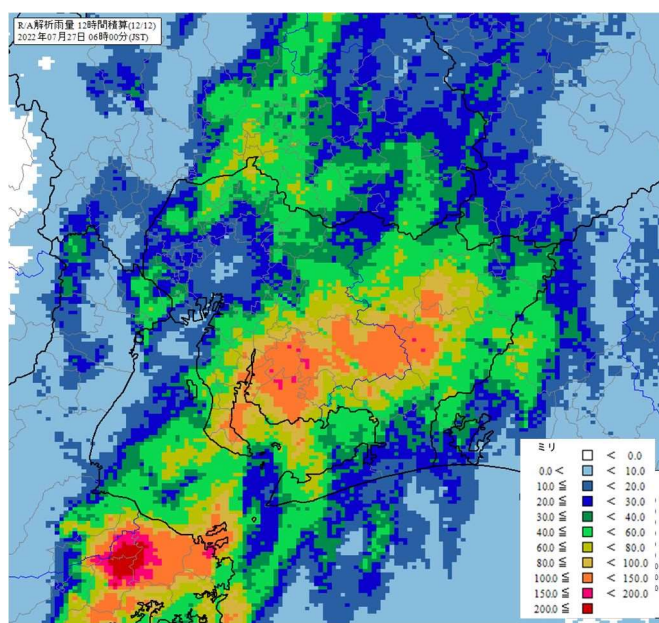
河川名	番号	種類	発表日時
境川水系	1	氾濫注意情報	令和4年7月27日 02時40分
境川・逢妻川	2	氾濫注意情報解除	令和4年7月27日 04時40分

(2) 気象概況

7月26日から27日は、高気圧の縁を回り南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。このため、愛知県では、26日夜遅くから27日未明に猛烈な雨の降った所があった。逢妻川の一ツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では氾濫注意水位に達した。



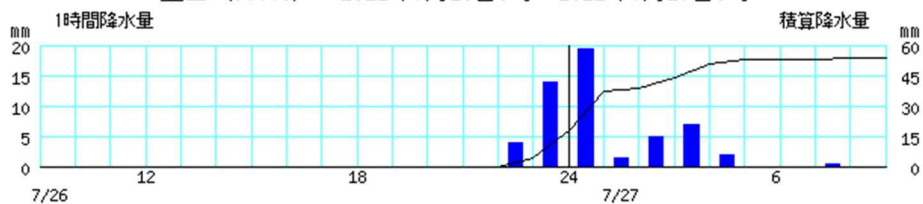
地上天気図（7月26日21時）



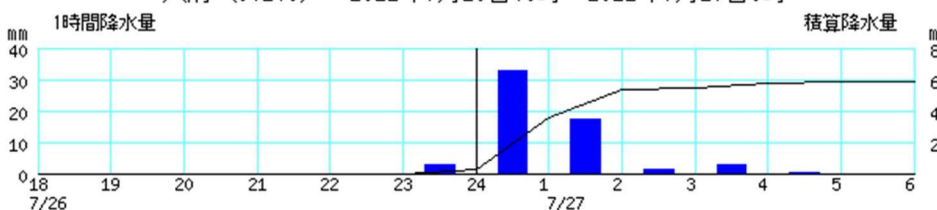
7月27日06時までの12時間積算雨量（解析雨量*）

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布

豊田（51116） 2022年7月26日9時～2022年7月27日9時



大府（51216） 2022年7月26日18時～2022年7月27日6時



アメダス降水量時系列図

2-5 大気不安定による大雨（8月25日～26日）

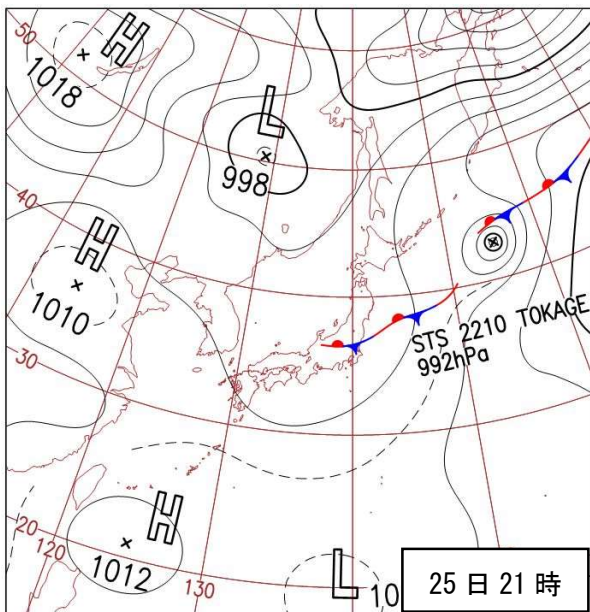
（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
境川水系	1	氾濫注意情報	令和4年8月25日 22時00分
境川・逢妻川	2	氾濫注意情報解除	令和4年8月26日 00時10分

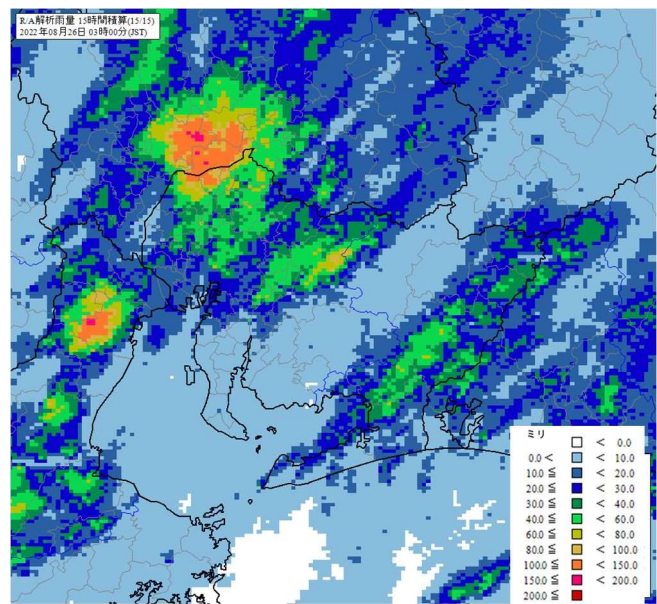
（2）気象概況

8月25日から26日は、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。このため、愛知県では、25日夕方から夜遅くにかけて雷を伴って非常に激しい雨が降り、大雨となった所があった。

境川の泉田水位観測所（刈谷市）では氾濫注意水位に達した。

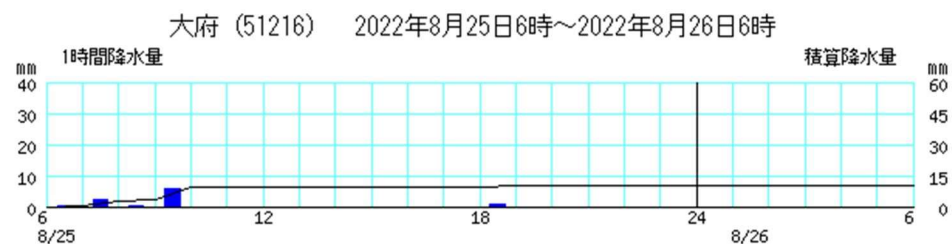
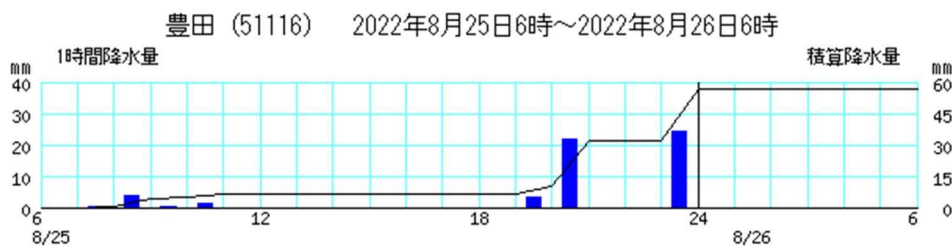


地上天気図（8月25日21時）



8月26日03時までの15時間積算雨量（解析雨量*）

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布



アメダス降水量時系列

2-6 台風第15号による大雨（9月22日～24日）

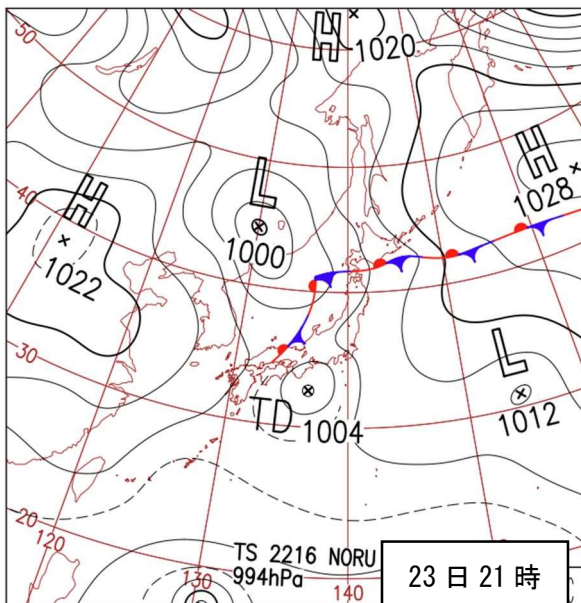
（1）洪水予報の発表状況

河川名	番号	種類	発表日時
日光川水系 日光川	1	氾濫注意情報	令和4年9月23日 15時20分
	2	氾濫警戒情報	令和4年9月23日 16時15分
	3	氾濫注意情報（警戒情報解除）	令和4年9月23日 17時40分
	4	氾濫注意情報解除	令和4年9月23日 20時45分
境川水系 境川・逢妻川	1	氾濫注意情報	令和4年9月23日 16時40分
	2	氾濫注意情報	令和4年9月23日 17時20分
	3	氾濫注意情報	令和4年9月23日 20時05分
	4	氾濫注意情報	令和4年9月23日 23時15分
	5	氾濫注意情報解除	令和4年9月24日 00時10分

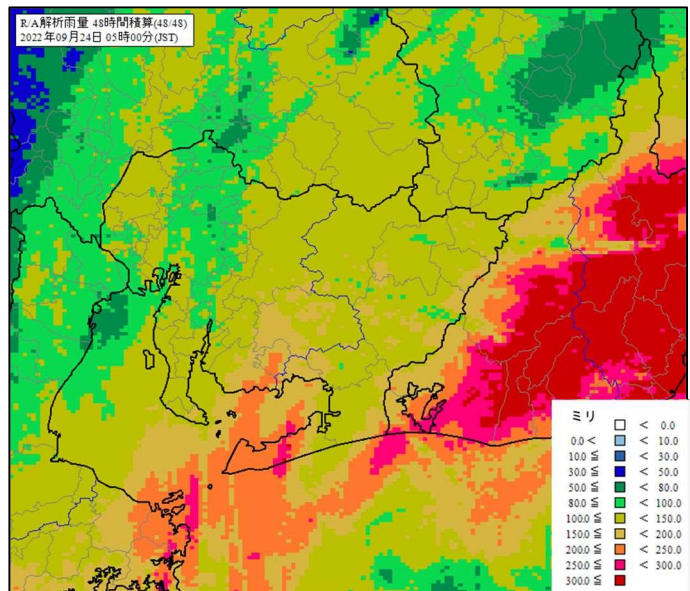
（2）気象概況

岐阜県や愛知県では、台風及び台風から変わった熱帯低気圧周辺の暖かく湿った空気が流れ込み大気の状態が非常に不安定となった。9月23日夕方から夜遅くにかけては線状降水帯が発生し、特に東三河南部では猛烈な雨が降り、降り始め（22日5時）からの総降水量が多い所で300ミリを超える大雨となった。

このため、日光川の戸苅水位観測所（一宮市）では避難判断水位に達した。また、逢妻川の一ツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では一時避難判断水位に達し、境川の泉田水位観測所（刈谷市）では氾濫注意水位に達した。



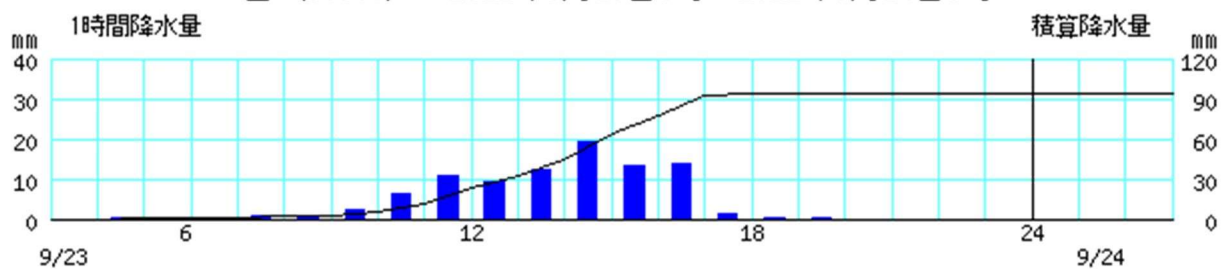
地上天気図（9月23日21時）



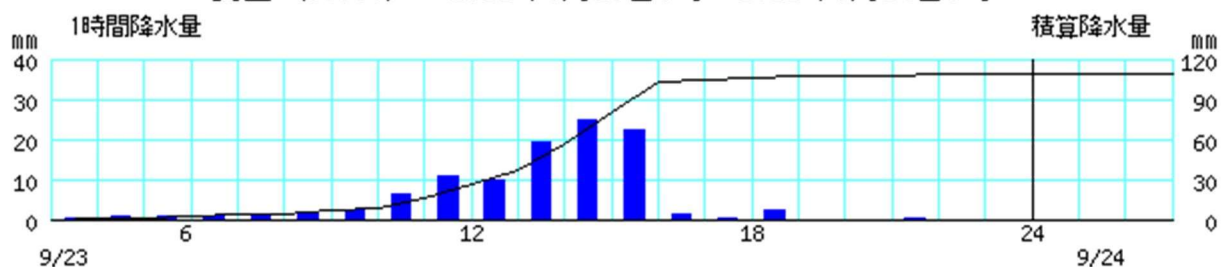
9月24日05時までの48時間積算雨量（解析雨量*）

* 解析雨量：レーダーと雨量計による観測の長所を生かして、1km四方の細かさで解析した降水量分布

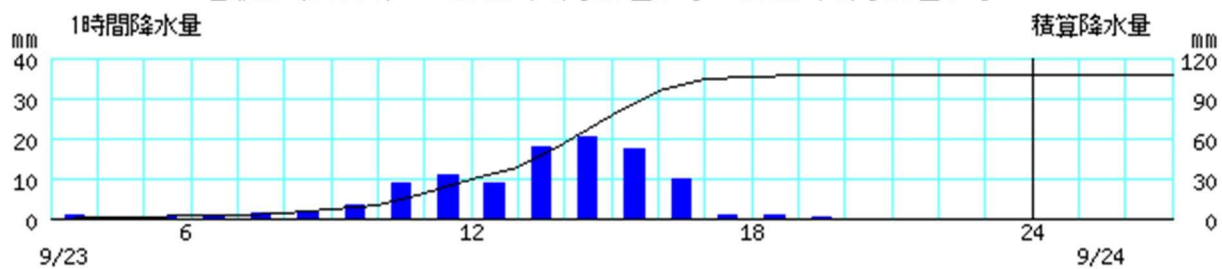
一宮 (51011) 2022年9月23日3時～2022年9月24日3時



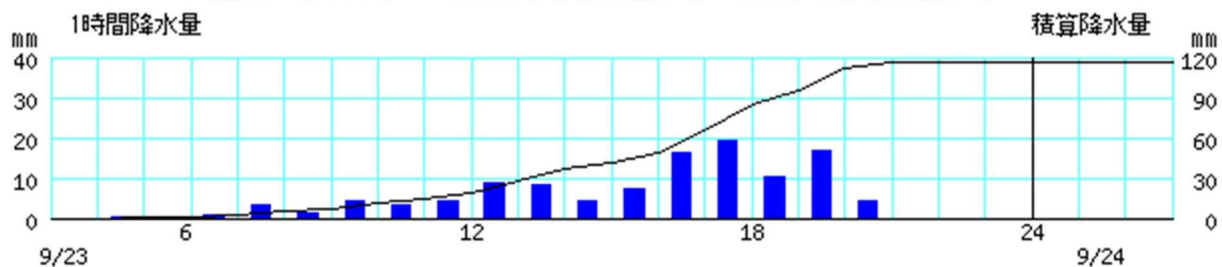
愛西 (51031) 2022年9月23日3時～2022年9月24日3時



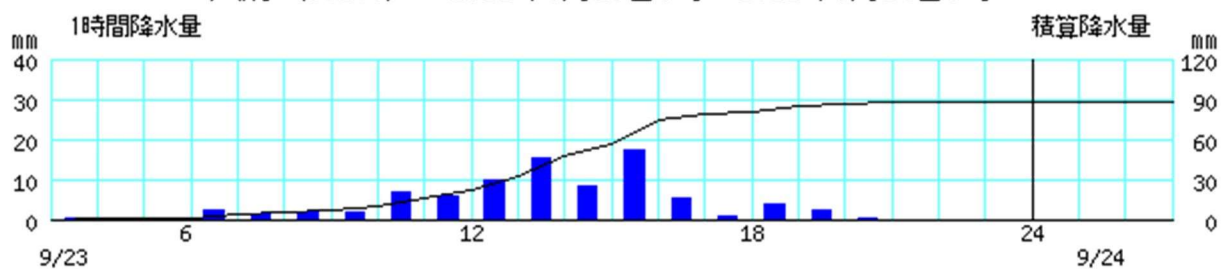
蟹江 (51096) 2022年9月23日3時～2022年9月24日3時



豊田 (51116) 2022年9月23日3時～2022年9月24日3時



大府 (51216) 2022年9月23日3時～2022年9月24日3時



アメダス降水量時系列図

二級河川 福田川の基準水位等の見直しについて

1. 見直しの経緯

国土交通省の「洪水時における情報提供の充実について」（平成 26 年 4 月 8 日通知）等を受け、洪水予報河川 5 河川と水位周知河川 23 河川の氾濫危険水位等を、令和 3 年 3 月までに見直しました。

水位周知河川である福田川（新居屋観測所 10k000 左岸）については、危険箇所（最も早く浸水被害が発生する地点）である水道橋（9.72k）の改築と護岸改修（河床掘削は未実施）が完了したことから、基準水位等を見直します。

2. 新居屋観測所の基準水位等の見直し

見直し後の危険箇所：9k200 右岸

基準水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
見直し	(-0.05)	(0.30)	(0.60)	0.85	1.10
現行	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	0.70	0.95

赤字は見直し箇所（ ）は参考値

出水期における体制の確認

令和4年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における洪水予報河川について、令和4年度の水位状況をまとめたものです。

●令和4年度における県管理河川の水位状況について【洪水予報河川】

河川名	河川名	観測所名	発表者	発表種別	発表日時		ホットライン
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年5月27日	2時30分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年5月27日	2時30分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫注意情報	令和4年5月27日	5時20分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫注意情報	令和4年7月10日	2時00分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫警戒情報	令和4年7月10日	2時40分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫注意情報(警戒情報解除)	令和4年7月10日	5時25分	
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年7月15日	0時40分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年7月27日	2時40分	
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年8月25日	22時00分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	15時20分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫警戒情報	令和4年9月23日	16時15分	
日光川	日光川	戸苅	海部建設事務所	氾濫注意情報(警戒情報解除)	令和4年9月23日	17時40分	
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	17時20分	
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	20時05分	
境川	境川	泉田	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	23時15分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	16時40分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	17時20分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	20時05分	
逢妻川	逢妻川	一ツ木逢妻川	知立建設事務所	氾濫注意情報	令和4年9月23日	23時15分	

(参考) 令和4年度 発表回数 19回 (令和3年度 発表回数 5回)

令和4年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における水位周知河川について、令和4年度の水位状況をまとめたものです。

○令和4年度は、7月27日に矢作川圏域の猿渡川が避難判断水位を超過し氾濫危険水位にせまったため、刈谷市、知立市へホットラインを運用しました。

●令和4年度における県管理河川の水位状況について【水位周知河川】

河川名	観測所名	発表者	水位状況		発表日時		ホットライン
			避難判断水位	氾濫危険水位			
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年5月27日	5時10分	
柳生川	花田	東三河建設事務所		○	令和4年5月27日	5時10分	
柳生川	花田	東三河建設事務所	○		令和4年5月27日	5時35分	
柳生川	花田	東三河建設事務所		○	令和4年5月27日	6時00分	
五条川	曾野	一宮建設事務所		○	令和4年7月3日	12時06分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年7月9日	3時45分	
五条川	曾野	一宮建設事務所	○		令和4年7月9日	17時40分	
五条川	曾野	一宮建設事務所		○	令和4年7月9日	18時20分	
五条川	曾野	一宮建設事務所	○		令和4年7月10日	1時55分	
五条川	曾野	一宮建設事務所		○	令和4年7月10日	2時35分	
領内川	祖父江	一宮建設事務所	○		令和4年7月10日	2時00分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年7月10日	2時10分	
柳生川	花田	東三河建設事務所	○		令和4年7月17日	3時36分	
乙川	大平	西三河建設事務所	○		令和4年7月27日	1時15分	
猿渡川	猿渡川	知立建設事務所	○		令和4年7月27日	1時36分	○
柳生川	花田	東三河建設事務所	○		令和4年9月8日	6時40分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年9月8日	7時24分	
五条川	曾野	一宮建設事務所	○		令和4年9月23日	16時32分	
福田川	新居屋	海部建設事務所	○		令和4年9月23日	17時30分	
蟹江川	木田	海部建設事務所	○		令和4年9月23日	17時30分	
柳生川	花田	東三河建設事務所	○		令和4年9月23日	18時10分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年9月23日	18時10分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所		○	令和4年9月23日	18時35分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年9月23日	22時10分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所		○	令和4年9月23日	22時35分	
乙川	大平	西三河建設事務所	○		令和4年9月23日	19時25分	
梅田川	浜道	東三河建設事務所	○		令和4年10月10日	10時00分	

(参考) 令和4年度 発表回数 27回 (令和3年度 発表回数 19回)

水防法 概要

【水防法の目的】

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防責任)

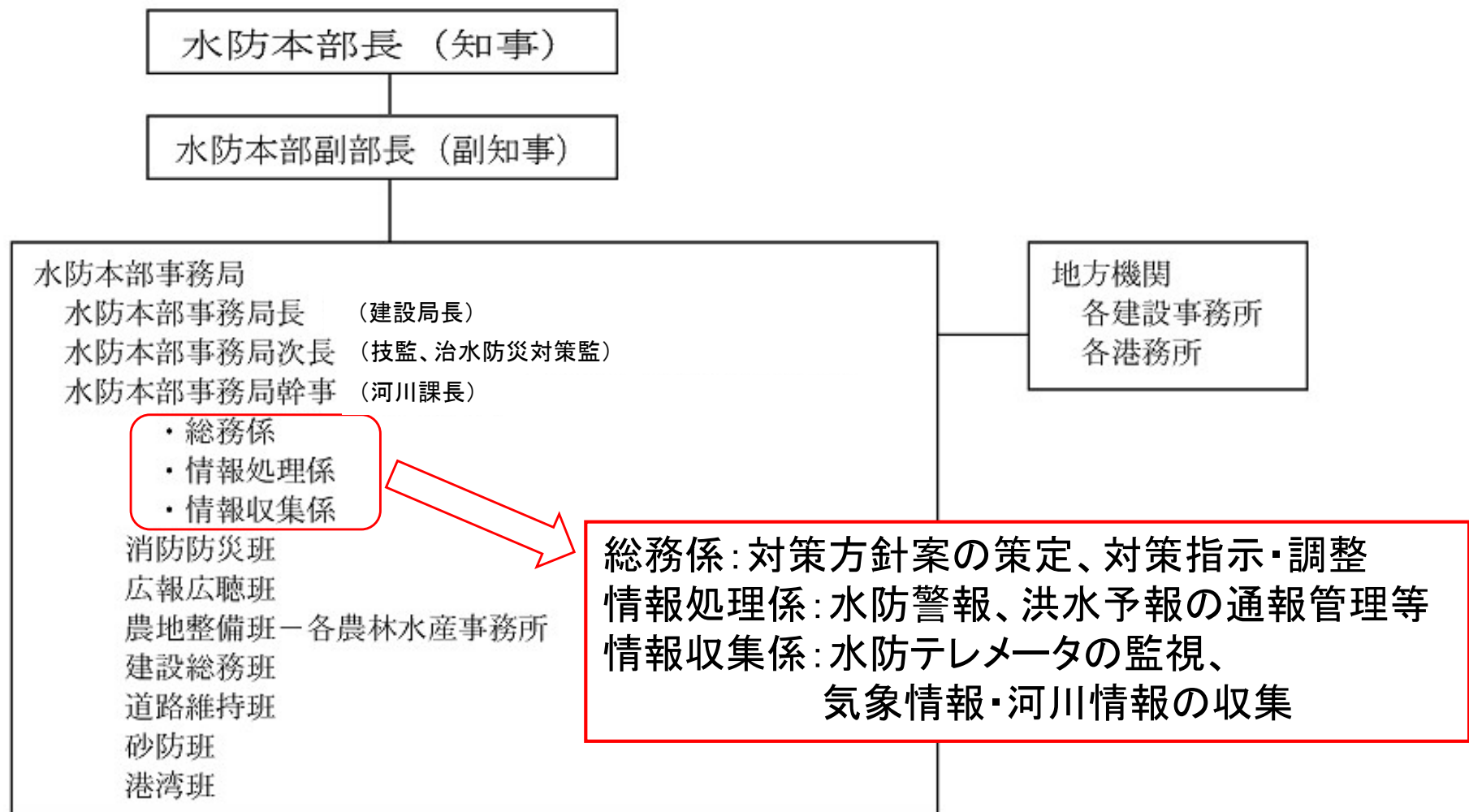
第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

水防の第一次責任は市町村等にあるが、水防の効果を発揮させるには、都道府県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

愛知県の防災体制(水防本部の組織)

○県水防本部組織図

県水防本部は、愛知県災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する**常設機関**。



○建設業者等との防災安全協定

建設業者、測量設計業者との協働

- **防災安全協定(災害協定等)の締結(H13~)**
- 土木研究会始め3団体と包括協定の締結
(H25.3.21)
- 愛知県測量設計業協会始め3団体と協定の締結
(H23.3.25始め)

防災安全協定(河川)に基づく巡視を行う基準(建設業者)

- 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき
- 「高潮に関する水防警報(出動)」が発令されたとき
- 震度5弱以上の地震が発生したとき(時間外は自主的に巡視点検する)
- 津波の来襲があったとき
- 地震・豪雨等による被害が相当規模発生する恐れがあると所長が判断したとき

中部地方整備局と連携した防災体制

○中部地方整備局・管内5県3政令市・水資源機構・高速道路株式会社などと災害における包括協定

■協定締結

○協定締結日

令和2年3月26日

○協定締結者

中部地方整備局長、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、八王子支社長、金沢支社長、名古屋支社長、名古屋高速道路公社理事長、一般社団法人日本建設業連合会中部支部長

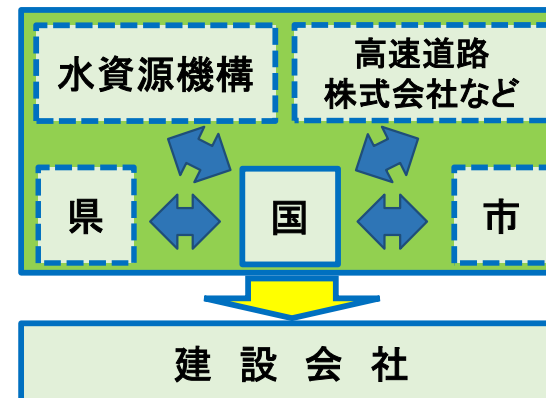
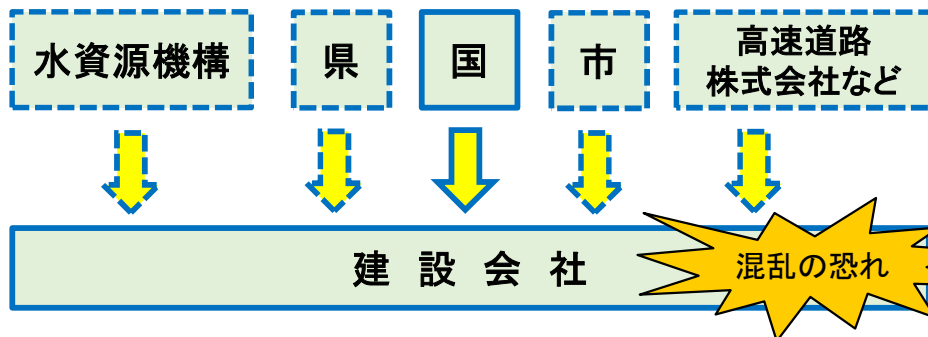
■特 徴

地震・大雨等の大規模な災害又は事故(そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。)が発生した場合は、複数の県又は政令市にわたる甚大なものになることが想定されます。その復旧、復興に当たっては全国的な技術力、資機材の調達など民間建設業の協力が不可欠となります。

これまでは国、県、市、水資源機構、高速道路株式会社などがそれぞれ建設会社の出動を要請していましたが、このような大規模な広域災害時には中部地方整備局が県、政令市、水資源機構、高速道路株式会社などの調整役となり、円滑に対応できるように令和2年3月26日付けで新しく協定を結びました。

(協定締結前)

(協定締結後)



(凡例)



川の防災情報の提供（重要水防箇所等の位置図）

県管理河川の重要水防箇所及び水防倉庫の位置図を県河川課ウェブサイトにおいて公表。

現在地 [ホーム](#) > [組織からさがす](#) > [河川課](#) > [令和4年度 愛知県水防計画](#)

令和4年度 愛知県水防計画

ページID : 0352985 掲載日 : 2022年7月26日更新 [通常ページへ戻る](#)

令和4年度 愛知県水防計画

令和4年度 愛知県水防計画を公開しました。

令和4年度 愛知県水防計画

-  [愛知県水防計画 表紙・目次 \[PDFファイル/79KB\]](#)
-  [愛知県水防計画 第1章 総則 \[PDFファイル/132KB\]](#)
-  [愛知県水防計画 第2章 水防組織 \[PDFファイル/127KB\]](#)
-  [愛知県水防計画 第3章 水防施設 \[PDFファイル/117KB\]](#)
-  [愛知県水防計画 第4章 非常配備 \[PDFファイル/81KB\]](#)

2023年度版は、7月頃に公表予定

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html>

県管理河川における越水などの情報共有について

【市町村の皆様へ】

○洪水時に住民などから県管理河川における越水などの通報がされた場合は、所管の建設事務所に電話で連絡をお願いします。

○市町村の水防計画には、連絡先として建設事務所を入れて下さい。

【建設事務所の皆様へ】

○建設事務所の方は河川課に連絡するとともに、市町村からの通報でない場合は、市町村に情報提供して下さい。

○巡視後は、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」により、建設局長へ報告するとともに、市町村にも情報提供して下さい。

○市町村の防災担当課へ管内図(河川砂防図)を配布し、県の連絡先(昼夜)を教えてください。

【参考】

水防法第25条には、「水防に関し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。」とある。

また、逐条解説水防法には、「『決壊』とは、通常施設の効用を害する程度の損壊をいい、その物理的形体の全部又は一部の喪失を意味するが、本条においては、広義に解して、溢水及び異常な漏水の場合も含むと考えられる。」とある。

さらに、「『関係者』とは、知事、所轄警察署長、重大な影響を受けるべき他の水防管理団体又は市町村、付近の住民等をいう」とある。

水防法第9条にも、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときには管理者に連絡することとなっている。

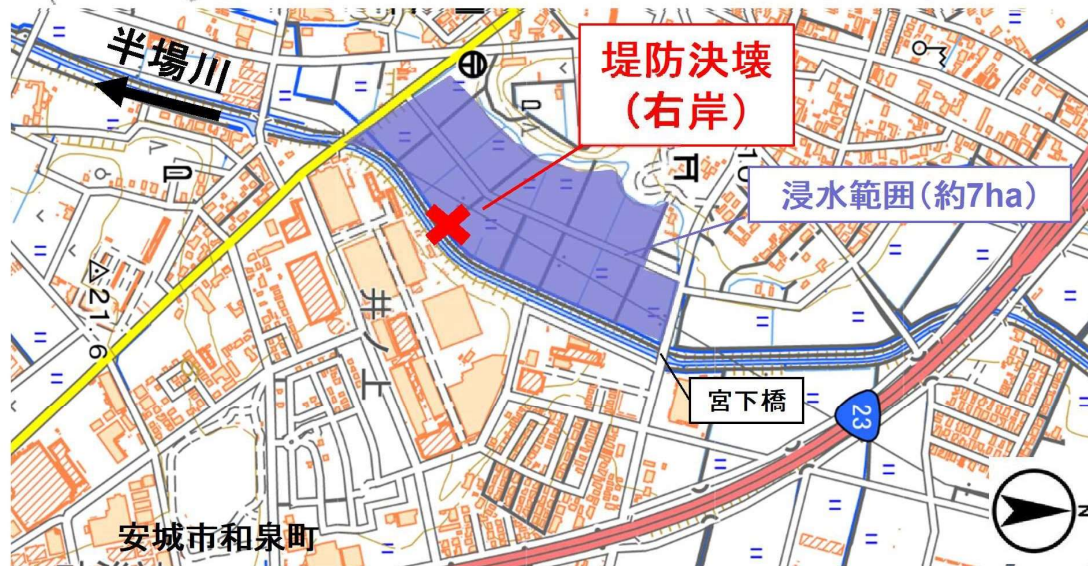
二級河川高浜川水系半場川の堤防決壊箇所の対応状況

発災日時・場所: 7月27日(時刻不明)、愛知県安城市和泉町地区
被災概要: L=153m、7月27日の豪雨による右岸堤防決壊 浸水範囲: 7ha(農地) 家屋被害: なし
工期: 令和4年11月11日～令和6年3月7日
主な工種: ブロック積擁壁工 A=293m²、かごマット工 A=105m²

【位置図】



被災箇所の状況

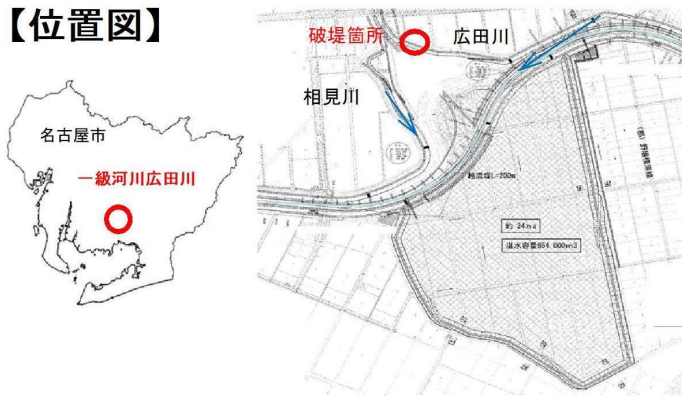


一級河川矢作川水系広田川の堤防決壊箇所の対応状況

ぬかたぐん こうたちょう ひしいけ

発災日時・場所: 9月23日20時頃、愛知県額田郡幸田町大字菱池地先
 被災概要: L=22m、台風15号による右岸堤防決壊 浸水範囲: 2.9ha 家屋被害: なし
 工期: 令和5年1月下旬～令和5年7月31日
 主な工種: 築堤護岸工 V=1,120m³、ブロックマット工 A=262m²

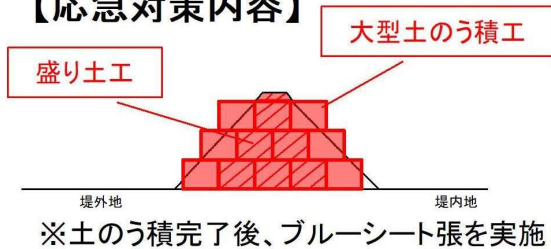
【位置図】



■被災箇所の状況



【応急対策内容】



写真① 破堤箇所(近景) 9/24 7:30



写真② 応急対策完了 9/25 18:00



写真③ 航空写真(幸田町撮影)9/24 9:00

(案)

庄内川・木曾川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、庄内川・木曾川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、庄内川・木曾川圏域における愛知県及び名古屋市が管理する河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方气象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(案)

(幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
 - 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

- 第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
 - 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

- 第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、一宮建設事務所河川整備課、海部建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課が務める。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

- (附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。
本規約は、平成29年 5月24日から実施する。
本規約は、平成29年11月 8日から実施する。
本規約は、平成30年 5月28日から実施する。
本規約は、令和元年 5月30日から実施する。

(案)

本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和3年 5月11日から実施する。

本規約は、令和4年 5月16日から実施する。

本規約は、令和5年 5月 から実施する。

(案)

別表—1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)庄内川	矢田川	○	(一)庄内川	境川		(二)天白川	大高川※	
	守山川※			半之木川			瀬木川※	
	香流川	○		堀川※			手越川※	
	隅除川※			新堀川※			藤川※	
	天神川			八田川	○		植田川※	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地蔵川			岩崎川	
	大山川	○		新地蔵川		(二)山崎川	山崎川※	○
	西行堂川			内津川	○	(二)日光川	日光川	◎
	池田川			大谷川			戸田川※	
	外堀川			長戸川※			宝川	
	薬師川			野添川※			善太川	
	新造川			繁田川			福田川	○
	新境川			新繁田川			蟹江川	○
	合瀬川		水野川		小切戸川			
	中江川		鍼川		目比川			
	新中江川		(一)木曾川	鍋田川			三宅川	
	原川			鍋田川東支川			領内川	○
	鴨田川			郷瀬川		新堀川		
	水場川			新郷瀬川		光堂川		
	五条川	○	(二)大田川	大田川		野府川		
	青木川	○		渡内川		北古川		
	縁葉川			中川		西條小切戸川		
	巾下川		(二)天白川	天白川	◎	(二)筏川	筏川	
矢戸川		扇川※		○				

対象河川数：74河川

凡例 ◎：洪水予報河川、○：水位周知河川

※名古屋市管理河川

(案)

別表—2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員（1／2）

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稲沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長

(案)

別表—2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員（2／2）

	構成員
会員	飛島村 村長
会員	愛知県尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

(案)

別表—3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会幹事（1／2）

		構成員	
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		(防災担当)	(治水担当)
幹事	名古屋市	防災危機管理局 次長	緑政土木局河川部長
幹事	一宮市	危機管理監	建設部長
幹事	瀬戸市	市長直轄組織 危機管理監	都市整備部長
幹事	春日井市	総務部長	建設部長
幹事	津島市	市長公室長	建設産業部長
幹事	犬山市	市民部長	都市整備部長
幹事	江南市	都市整備部長	水道部長
幹事	小牧市	市民生活部長	建設部長
幹事	稲沢市	総務部長 建設部長	建設部長
幹事	東海市	総務部長	都市建設部長
幹事	尾張旭市	総務部長	都市整備部長
幹事	岩倉市	総務部長	建設部長
幹事	日進市	生活安全部長	都市整備部長
幹事	愛西市	企画政策部長	産業建設部長
幹事	清須市	危機管理部長	建設部長
幹事	北名古屋市	防災環境部長	建設部長
幹事	弥富市	総務部長	建設部長
幹事	あま市	総務部長 市長公室長	建設産業部長
幹事	長久手市	くらし文化部長	建設部長
幹事	豊山町	企画調整部長	産業建設部長
幹事	大口町	地域協働部長	建設部長
幹事	扶桑町	総務部長	産業建設部長
幹事	大治町	総務部長	建設部長
幹事	蟹江町	総務部長	産業建設部長
幹事	飛島村	総務部長	開発部長

(案)

別表—3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会幹事（2／2）

	構成機関・役職
幹事	愛知県尾張水害予防組合 事務局長
幹事	海部地区水防事務組合 事務局長
幹事	愛知県 尾張建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 一宮建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 海部建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長
幹事	愛知県 尾張県民事務所 防災安全課長
幹事	愛知県 海部県民事務所 県民防災安全課長
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長
幹事	名古屋地方气象台 防災管理官
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 防災情報課長 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 調査課長 流域治水課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 総括地域防災調整官

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 庄内川・木曾川圏域に係る取組方針

令和4年5月

庄内川・木曾川圏域 水防災協議会

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	4
3. 減災のための目標と取組方針.....	7
4. フォローアップ.....	19

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨を始め、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

庄内川・木曾川圏域は、我が国の三大経済圏の 1 つである中部圏に位置し、多くの人口・資産、行政・医療機関、東海道新幹線等の鉄道や東名・名神高速道路等の高速道路の I C といった重要な施設を多数有する愛知県における政治・経済の中枢を担う地域である。

昭和 34 年の伊勢湾台風では、名古屋市南部・西部及び海部郡等で高潮による堤防の決壊で甚大な被害を受けたほか、昭和 51 年、平成 3 年の洪水においても、

大きな浸水被害が発生している。

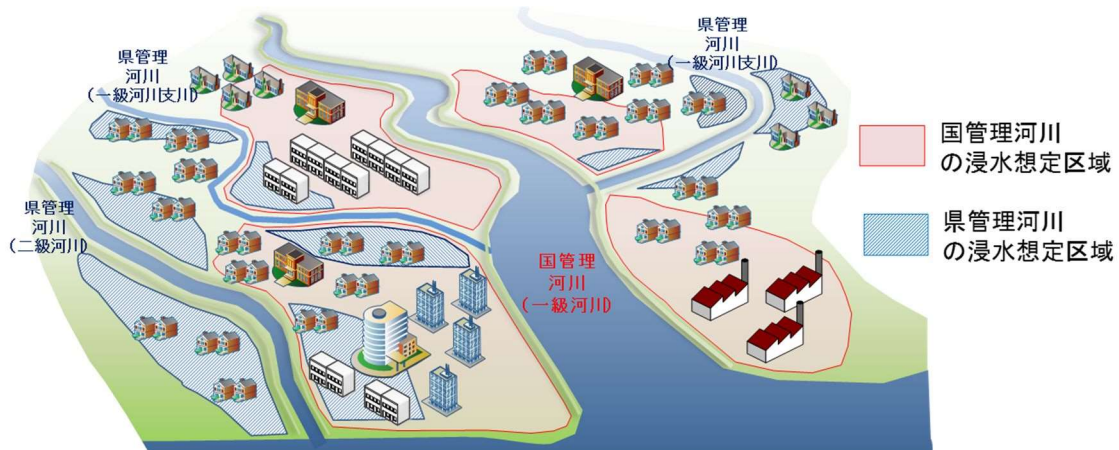
平成12年の洪水（東海豪雨）では、新川で計画高水位を越える水位が長時間継続し、新川堤防が破堤したほか、平成20年8月豪雨、平成23年9月豪雨でも床下・床上浸水による浸水被害が発生している。

庄内川・木曾川圏域の県管理河川等を対象として、地域の特徴を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合、愛知県（防災局、建設部、尾張建設事務所、一宮建設事務所、海部建設事務所、知多建設事務所）、名古屋地方气象台、国土交通省中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所、庄内川河川事務所）が参画し、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成29年2月に「庄内川・木曾川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「庄内川・木曾川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川木曾川・庄内川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1及び表2のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表3のとおりである。

表1 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 会員一覧（1／2）

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稲沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長

表2 庄内川・木曾川圏域水防災協議会 構成員一覧（2／2）

	構成機関・役職
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長
会員	飛島村 村長
会員	尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

表3 庄内川・木曾川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)庄内川	矢田川	○	(一)庄内川	境川		(二)天白川	大高川*	
	守山川*			半之木川			瀬木川*	
	香流川	○		堀川*			手越川*	
	隅除川*			新堀川*			藤川*	
	天神川			八田川	○		植田川*	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地藏川			岩崎川	
	大山川	○		新地藏川			(二)山崎川	山崎川*
	西行堂川			内津川	○	(二)日光川	日光川	◎
	池田川			大谷川			戸田川*	
	外堀川			長戸川*			宝川	
	薬師川			野添川*			善太川	
	新造川		繁田川		福田川		○	
	新境川		新繁田川		蟹江川		○	
	合瀬川		水野川		小切戸川			
	中江川		鍼川		目比川			
	新中江川		鍋田川		三宅川			
	原川		(一)木曾川	鍋田川東支川	領内川		○	
	鴨田川		郷瀬川		新堀川			
	水場川		新郷瀬川		光堂川			
	五条川	○	(二)大田川	大田川	野府川			
	青木川	○	渡内川		北古川			
	縁葉川		中川		西條小切戸川			
	巾下川		(二)天白川	天白川	◎		(二)筏川	筏川
矢戸川			扇川*	○	合計74河川			

※名古屋市管理河川

赤字 (◎) : 洪水予報河川 (3河川) 青字 (○) : 水位周知河川 (12河川)

【洪水予報河川及び水位周知河川の指定日】

洪水予報河川		水位周知河川	
河川名	指定日	河川名	指定日
新川	平成14年5月31日	矢田川	平成19年6月1日
天白川	平成20年6月1日	香流川	平成19年6月1日
日光川	平成20年6月1日	大山川	平成21年6月1日
		五条川	平成19年6月1日
		青木川	平成21年6月1日
		八田川	平成21年6月1日
		内津川	平成19年6月1日
		扇川	平成19年6月1日
		山崎川	平成19年6月1日
		福田川	平成21年6月1日
		蟹江川	平成19年6月1日
		領内川	平成21年6月1日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、庄内川・木曾川圏域における県管理河川等において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表4に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、庄内川・木曽川圏域は、庄内川・木曽川の大管管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、庄内川・木曽川の大管管理区間において策定されている以下の3つの取組方針と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく土岐川・庄内川の水害に係る取組方針 土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 令和3年3月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽川上流の減災に係る取組方針 木曽川上流水防災協議会 令和3年8月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の減災に係る取組方針 木曽川下流水防災協議会 平成28年10月

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域			小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム ・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知 ・水害対応タイムライン ・ホットライン ・広域避難の検討
中流域			大	遅い	大	小	長い	
合流点 (二級河川は下流域)								
下流域								

表4 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） ・ 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・ 水害危険性の周知促進 ・ ICTを活用した洪水情報の提供 ・ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ・ ハザードマップの改良、周知、活用 ・ 浸水実績等の周知 ・ 防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予測や水位情報の提供の強化 ・ 河川防災ステーションの整備
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・ 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） ・ 水防訓練の充実
防災施設の整備等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・ 樋門・樋管等の施設の整備 	

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築)	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入（H29.6）した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町村 気象台
水害危険性の周知促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の木曾川・庄内川水防災協議会が策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。

目標時期の欄の記述の解説については、表5を参照のこと。

取組機関の「市町村」には、水防事務組合を含む。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICT を活用した洪水情報の提供 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 新川、日光川、天白川流域の対象市町村には、指定河川洪水予報を緊急速報メールで自動配信している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。 	引き続き実施	愛知県市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村
みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川と水位周知河川について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。 洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表をおこない、水害リスク情報の空白地帯の解消を図っていく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県
ハザードマップの改良、周知、活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川と水位周知河川の洪水浸水想定区域や浸水予想図公表河川、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。 	引き続き実施 (拡充)	市町村
浸水実績等の周知 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。 	引き続き実施	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
防災教育の促進 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じて出前講座等を行っている。 ・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。 ・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。 	引き続き実施	愛知県 市町村 気象台
(再掲) みずから守るプログラムの活用 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町村

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>洪水予測や水位情報の提供の強化 【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・水位計は、1時間ごとや10分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県 市町村</p>
<p>河川防災ステーションの整備（土砂備蓄拠点の選定・整備） 【○】</p>	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済みの土砂備蓄拠点を活用している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の資材として必要となる土砂の備蓄拠点箇所の選定や整備を実施していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>県 市町村</p>

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防団等の情報共有を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防訓練の充実 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <u>今後の取組方針</u> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。	引き続き実施	愛知県市町村

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。 さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するために、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。 	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備 【○】	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策及び、老朽化対策を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋門等の耐震対策及び老朽化対策を実施していく。 	引き続き実施(拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 （流域市町村が実施する貯留施設整備）（特定都市河川浸水被害対策法第9条 に基づく雨水貯留浸透施設） （特定都市河川流域における保全調整池の保全）など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。 	引き続き実施	愛知県市町村

表5 目標時期の記述内容に関する解説

目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議」、「木曾川上流水防災協議会」、「木曾川下流水防災協議会」とも連携しながら進めていく。

【フォローアップのイメージ】

